

我孫子市医療機関感染症対策支援金交付要綱の一部を改正する告示

我孫子市医療機関感染症対策支援金交付要綱（令和2年告示第184号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付の申請)</p> <p>第4条 交付対象医療機関は、支援金の交付を受けようとするときは、令和3年3月30日までに我孫子市医療機関感染症対策支援金交付申請書（様式第1号。次条において「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(失効)</p> <p>2 この告示は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条の規定により交付の決定を受けた者に係る第7条に規定する交付の決定の取消し及び返還については、同日後もなおその効力を有する。</p>	<p>(交付の申請)</p> <p>第4条 交付対象医療機関は、支援金の交付を受けようとするときは、令和2年8月31日までに我孫子市医療機関感染症対策支援金交付申請書（様式第1号。次条において「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(失効)</p> <p>2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条の規定により交付の決定を受けた者に係る第7条に規定する交付の決定の取消し及び返還については、同日後もなおその効力を有する。</p>

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号中

「

交付対象医療機関	交付額	交付予定日
	円	令和 年 月 日

」を

「

交付対象医療機関	交付決定額
	円

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に改正前の第4条第1項の規定により申請をした者が施行日以後に改正後の同項の規定により申請をしようとするときは、施行日前に申請をしたことは、同条第2項に規定する申請の回数に含まないものとする。